

# 平成28年第2回 区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、全て可決されました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

- ◆ 予算案1件
  - 平成28年度補正予算
  - 平成28年度新宿区一般会計補正予算(第1号)
- ◆ 条例案3件
  - 一部改正の条例
  - 災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- ◆ その他1件
  - 特別区道の路線の認定について

## 新宿区マンション実態調査にご協力ください

第4次住宅マスタープラン策定(計画期間は平成30年度(39年度)に向けて、マンション等の課題などを把握するとともに、都市マスタープランの策定、耐震・防災等の施策に反映させる基礎資料とするため、区内のマンションを対象に実態調査を行います。

【調査期間】7月中旬～10月下旬

【調査対象】区内の3階建て以上で非木造の分譲マンションと賃貸マンション

【調査方法】分譲マンションは管理組合等へ、賃貸マンションは所有者等へ7月中旬に調査票を郵送します。※調査票が届かない、または返送された内容に確認が必要な分譲マンションについては、訪問調査を実施します。訪問の際に、マンション管理に関する相談も受け付けます。訪問調査員は区の発行する調査員証を携帯しています。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

# 耐震モデル地区事業

## 地震に強い住まいづくりを応援します



【対象地域(上図)】①早稲田町、②喜久井町、③新宿7丁目、④大久保1・2丁目、⑤北新宿1・3丁目、⑥中落合1・2丁目、⑦上落合1丁目

【対象者】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)等にお住まいの方、所有している方

● 事業説明会・戸別訪問を実施します

説明会では、耐震改修工事への補助など、区が取り組んでいる耐震化支援事業の説明を行います。

★ 無料の耐震診断

住宅に関する相談に加え、簡易の耐震診断を実施する「住まいのアドバイザー派遣」または詳細な耐震診断を実施する「詳細耐震診断」のいずれかを申し込むことができます(受け付けは10月31日(月)まで)。

昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で耐震基準が強化されました。区では、昭和56年5月31日以前に着工した「旧耐震設計基準」で設計された建築物を対象に、耐震診断や耐震改修工事への補助などの耐震化支援を進めています。今回は、地震時に建物倒壊の被害が及びやすい地域を対象に耐震化の必要性を啓発する耐震モデル地区事業を紹介いたします。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

● 対象の方にはお知らせを配付します

次の対象に該当する方には7月中旬から事業説明会(左記)のお知らせを配付します。

【対象地域(上図)】①早稲田町、②喜久井町、③新宿7丁目、④大久保1・2丁目、⑤北新宿1・3丁目、⑥中落合1・2丁目、⑦上落合1丁目

▼ 8月7日(日)午前10時～12時：落合第一地域センター(下落合4-6-7)・柏木地域センター(北新宿2-3-7)

【説明会日時・会場】

▼ 7月30日(土)午前10時～12時：榎町地域センター(早稲田町85)・大久保地域センター(大久保2-12-7)

また、説明会に参加できなかった対象者には、後日、区の派遣技術者が戸別訪問し、事業説明会と同じ内容のご案内をいたします。

★ 耐震モデル地区事業とは

建築物倒壊の危険度が高い地域などをモデル地区として指定し、区の耐震化支援事業利用のための説明会や戸別訪問により、対象地域の耐震化を啓発する取り組みです。

★ 耐震モデル地区事業とは

耐震化支援事業の説明のほか、無料の耐震診断(★)の申し込みや耐震化に関する相談をお受けします。当日直接、会場へおいでください。

また、説明会に参加できなかった対象者には、後日、区の派遣技術者が戸別訪問し、事業説明会と同じ内容のご案内をいたします。

# 勤労者・仕事支援センターは皆さんの働きたいを応援します

勤労者・仕事支援センターは、新宿区が出資した区の外郭団体です。障害のある方・若年非就業者・高齢者などの就労を総合的に支援しています。今回は、勤労者・仕事支援センターで取り組む事業を紹介します。

【問合せ】勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内) ☎(3208)1450・FAX(3208)3100へ。

## 障害者等の就労支援

一般就労を希望する障害のある方などに、職業相談・就職準備訓練・職場実習・面接同行など、就労に向けた支援を行うとともに、就職後の職場訪問や企業側からの相談への対応など、安定した就労につながるよう支援しています。

【問合せ】就労支援課総合相談 ☎(3200)3311・FAX(3208)3100へ。

## 無料職業紹介所

◆ ここ・からジョブ新宿

- 区内在住の方対象

ハローワーク求人情報の

オンライン提供を受け、求人情報の提供・職業紹介を無料で行っていきます。

【問合せ】ここ・からジョブ新宿 ☎(5273)3050・FAX(3208)3100へ。

◆ 新宿わく☆ワーク

- 都内在住の方対象

おおむね55歳以上の方対象

求人情報の提供・職業紹介を無料で行うほか、相談やセミナー・面接会を通じて就職を支援しています。事業所からの求人も受け付けています。

【問合せ】新宿わく☆ワーク ☎(5273)4510・FAX(5273)4145へ。

## 勤労者の福利厚生(ばる新宿)

- 区内の中小企業・個人企業(商店)にお勤めの方・事業主の方の福利厚生を支援

入会金1人200円、会費1人月額500円で、以下のサービスが利用できます。事業所単位での入会が原則です。

- ▶ 指定宿泊施設・旅行会社で年間4泊の宿泊補助
- ▶ レジャー施設・フィットネスクラブ・スパ施設の利用補助
- ▶ 演劇・コンサート・映画・美術館のチケットを割引販売
- ▶ 夏・冬にレストラン食事券を割引販売
- ▶ 指定の医療機関での健康診断・人間ドック(40歳以上)に年1回の受診補助
- ▶ 祝金・弔慰金・見舞金の給付制度ほか

※右記では「中小企業にお勤めの方への融資あっせん」をご案内しています。

【問合せ】ばる新宿(勤労者サービス課) ☎(3208)2311・FAX(3208)3100へ。

## ★ほかにもこんな就労支援をしています★

- コミュニティショップ「ふらっと新宿」(※)
 

区内に6店舗ある「ふらっと新宿」で、飲食や福祉商品の販売等を通して、就労支援を行っています。

【問合せ】コミュニティ事業課ふらっと新宿 ☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。
- IT就労訓練(※)
 

障害のある方や若年非就業者を対象に、IT(情報処理技術)を活用した就労訓練を行っています。

【問合せ】コミュニティ事業課IT就労訓練 ☎(3208)5465・FAX(3208)5466へ。
- 受注センター
 

官公庁・企業から封入・データ入力・清掃などの仕事を受注し、障害のある方等が働く作業所等に提供しています。

【問合せ】コミュニティ事業課受注センター ☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。
- リサイクル活動センター(※)
 

資源回収・再利用事業のほか、障害のある方等の実習も行っています。

【問合せ】新宿リサイクル活動センター ☎(5330)5374・FAX(5330)5371、西早稲田リサイクル活動センター ☎(5272)5374・FAX(5272)5384へ。
- わーくす ここ・から
 

精神・知的・身体の障害がある方を対象に職業訓練や軽作業等を行っています。

【問合せ】わーくす ここ・からエール(就労移行支援) ☎(3208)1609・FAX(3200)3327、わーくす ここ・からスマイル(就労継続支援B型) ☎(3208)2278・FAX(3200)3327へ。

※訓練・実習に関する問い合わせは、いずれも勤労者・仕事支援センター就労支援課総合相談 ☎(3200)3311へ。

# 働きたい若者を応援します しんじゅく若者サポートステーションのご利用を

● 厚生労働省認定事業

働きたくても何から始めたらいいのかわからない。そんなあなたの「はじめの一歩」をサポートします(運営はNPO法人ワーカーズコープ)。事前予約の上、おいでください。

【対象】15歳～39歳の若年非就労者と保護者

【相談日時】▶ 月～金曜日午前10時～午後6時(金曜日は午後7時まで)、▶ 第1・第3土曜日午後1時～5時

【相談会場・問合せ】しんじゅく若者サポートステーション(高田馬場3-8-5、安永ビル2階) ☎(5332)6110へ。詳しくはホームページ(<http://syss.roukyou.gr.jp/>)でもご案内しています。

※電話での相談は行っていません。

## 中小企業にお勤めの方へ 融資あっせんのご利用を

住居の移転・冠婚葬祭・出産・医療・不慮の災害などで臨時に資金が必要になった際に、低利で融資を受けられるよう金融機関にあっせんしています。保証人は原則として不要です。

【対象】次の全てに該当する方(自営業を含む事業主の方は対象外)

- ▶ 中小企業(従業員300人以下)に勤務している、
- ▶ 勤務先が区内にあるか区内在住で都内に勤務している、
- ▶ 現在の勤務先に6か月以上勤務している、
- ▶ 住民税を滞納していない

【貸付限度額】70万円(貸し付けは10万円以上で、10万円単位)

【貸付期間】3年以内(据置期間2か月を含む)

【28年度の利率】年1.6%

【取扱金融機関】中央労働金庫新宿支店

【申込み】ばる新宿(勤労者サービス課) ☎(3208)2311・FAX(3208)3100へ。